

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H20. 3. 14（金）10:00～

第二委員会室

開 会 9 : 5 9

委員動静報告

委員 長 7名出席。中田委員、荒木委員遅刻。これより本日の会議を開く。

民生費

委員 長 民生費の説明を求める。保健福祉部長。

居林部長 （民生費について説明する。）

委員 長 説明が終わった。これより関連議案第14号、23号、24号、29号、33号及び34号を含めて一括質疑に入る。答弁はページ順で願いたいので協力願う。質疑はあるか。

渡 辺 ① P83、民生委員の活動に要する経費について、民生委員児童委員連合協議会に交付金として支出し民生委員に渡されていると思うが、民生委員の予算はよいが、権限等について形骸化を尋ねたい。民生委員は、生活保護対象者を福祉課に連れて行くということを以前はされていたが、最近は同席をしていないということ聞いた。片倉事件とは反対に、申請者に対して大変冷たいのではないかという批判が多い。報酬をそれなりに支払っていると思うが、民生委員を同席させていない理由について伺う。

② P85、障害者地域生活支援事業に要する経費について、平成18年度まで知的障害者自律支援の説明項目があったと思うが、平成19年度に移行した項目を教えていただきたい。

③ P85、重度障害者タクシー料金補助事業に要する経費について、移動支援委託料はどのように支払われているか説明願う。

④ P87、滝川新生園の運営管理に要する経費で、先の補正で2人ふやして250万円ということで、1人125万円になるが、割りかえすと26人の人数が出てくるが、それでいいのかどうか伺う。

⑤ アイガモの収入は報告がないが、担当では収入経費の関係がわかっていると思うので運営管理費と代行負担金との関係を説明願う。

⑥ P87、老人クラブ運営に要する経費で、平成17年度は300万円で段々減少して今年は160万円台で半減している。健康な老人をしっかり支えてあげなければならないと思うが考え方について伺う。

⑦ P87、北海道後期高齢者医療に要する経費で、4億3,900万円であるが、算定の基礎を説明願う。また、医療費より保険組織に結果的には経費がかかり過ぎてこれらに対する広域連合からの決算等はどうなっているのか説明願う。

⑧ P89、敬老会に要する経費で、平成14年度には950万円だったが、今は80万円で減り方は担当も承知のとおり、当時の林市長の方針と思うが、余りにも下げ過ぎてなくなる気がする。考え方について伺う。

⑨ P89、在宅ケア推進事業に要する経費の福祉除雪委託料について、平成18年度は450戸で、これは民生委員を通じて申請をするということだが、今年度はどれくらい予定しているのか、福祉除雪の定義と幅を持たせることはできないのか説明願う。

⑩ P97、生活保護に要する経費で、臨時議会で1億4,000万円の増額をしたが、介護タクシーの不正支出が影響していたことを追認できるのではないかと思うがいかがか。また、移送費を幾ら見込んでいるのか説明願いたい。

⑪ 生活保護の入院患者がふえていることで、今回の教訓であるがケースワーカーの研修で、支給の常識金額、制度、書類がそろっていても今回のようになってしまうことでの反省があったと思う。今年度の民生委員との連携について説明願う。

高田副主幹

① P83、民生委員の関係について答える。民生委員法第14条に民生委員の職務が定められていて、14条1項、住民の生活状況を必要に応じて適切に把握すること。2項、援助を必要とする者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じて、助言その他の援助を行うことなど5項にわたり定められている。実際に福祉関係については、行政機関の業務に協力し橋渡し役として活躍している。特に生活保護の関係についても民生委員と相談者が同席をすとか、事前に電話でこんな方が窓口に行くのだといった連携も図っている。そのほか、実際に生活保護を受けている方に毎月1回、現金で生活保護費を受け取られる方に対して、民生委員に保護の決定通知書を配っていただいているなどいろいろ協力いただいている。今後もより一層の連携を図って進めていきたいと思っている。報酬といった関係の質問もあったが、民生委員については報酬はなく費用弁償という形で若干ではあるが支出している。

工藤副主幹

② P85、障がい者関連の関係だが、平成18年度以前については知的障がい者、障がい児、精神障がい者等それぞれ予算計上していたが、平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、同じ障がい者の扱いになっている。現在障がい者については従前のそれぞれの障がい種別ごとを一本化して、一つの障がい者に要する経費としているところである。

③ P85、重度タクシーの支給実態の質問であるが、当市の単独事業で対象者においては障害者手帳1級、2級を所持している下肢障がい、視覚障がい、一部内部障がい等で歩行困難等で手帳に記載のある方と限定している。現在の対象者は3,506名、平成19年度の利用見込み数は2,838枚、約80%の利用率と見ている。

④ P87、滝川新生園の補正に伴う当初予算の金額は、平成19年度においては15名で計上している。補正において2名増で250万円の増額補正をした。割りかえすと渡辺委員の言われたとおり26名になるが、これは4月から17名になったわけではなく、予算上は1月満度に通所した予算計上の仕方をしており実際は体調をくずされ、毎月満度に通所できない方もいて単純にはそういった計算にならない。アイガモの関係だが、今、資料が手元になくのちほど回答をさせていただきます。

深村主査

⑥ P87、老人クラブの運営費に関して説明をする。老人クラブ運営費補助金については北海道が補助単価を設定し予算の範囲内において交付する形になっている。したがって負担の割合は国、道、市が3分の1ずつになっている。内訳は運営費補助金で単位クラブごとに支給するもので、月額3,000円の1年間分掛ける単位クラブ数となっている。単位クラブ数については昨年度から1つ減少している。老人クラブ連合会の運営費補助金については、会員数に基づくもの、更に団体の補助基準等に基づいて支給されているものとなっており、老人クラブは単位クラブごとでも近年加入者数の減少、さらには単位クラブ自体の解散といったような現状もあり、老人クラブ内部においても魅力ある事業展開ということで昨年度、市老連内部で改革委員会を立ち上げ新たな事業展開、さらにこれまでの事業の見直しを図っており、行政としても単独の補助金の上乗

せというのは厳しい状況ではあるが、事業費に対する補助、あるいはその内部での検討内容に対する手伝いや協力といった点で行っていきたいと考えている。

⑧ P89、敬老会に要する経費だが、75 歳、88 歳の高齢者に対して祝い品を敬老月間に合わせて贈呈している。祝い品贈呈方式にかわったのが、平成 17 年度からで、平成 18 年度からは職員と地区の民生委員がペアになり、対象世帯の自宅を訪問し直接祝い品を手渡すと同時に声かけを行っている。平成 19 年度においても形態は同様で受け取られた対象の方々からは、大変喜んでいただいているのではないかと認識している。こういう形に至った経緯については従前、一同に会しての敬老会、それから地区ごとの敬老会と変遷をたどってきたが、会の出席率の低下と対象者数の増加といった問題もあったことから、その都度厚生委員会の中で説明をさせていただいてきた。なお平成 20 年度は 75 歳の方で 540 名、88 歳の方で 185 名を見込んでいる。

⑨ P89、福祉除雪については昭和 61 年からサービスを開始しており、在宅で暮らしている高齢者の方の冬期間、生活路の確保を目的として実施してきた。平成 20 年度の見込みとしては 400 世帯を考えており、あわせてこれまで 1 軒当たりの年間の委託料が約 2 万円で、料金が市民税課税世帯であれば 2,200 円、非課税世帯で 1,200 円という比較的低額な料金設定でサービスを実施してきた。平成 20 年度の冬からは料金改正とあわせてサービス内容の見直しについても取り組みたいと考えている。これまで市内 2 キロ以内に子供がいた場合には、サービスの対象外としてきたが、要件を緩和して 300 メートル以内と改めた。料金についてもこれまで低額だったことから、今後は介護保険料段階に応じて 4 つの区分に変更しサービスの維持継続を図っていききたい。

中川副主幹

⑦ P87、北海道後期高齢者医療に要する経費の算定基礎と、広域連合に支払ってどのような決算が来るのかといった質問であるが、これら 2 つを合わせて説明させていただく。高齢者の医療の確保に関する法律第 98 条に基づき、それぞれの保険者及び市町村が負担する医療給付に要する経費のことである。仕組みとしては本人が 1 割ないし 3 割支払った残りの医療給付費の総額を、その 1 割を保険料で賄い 4 割を後期高齢者支援金という形で国民健康保険とか、社会保険の保険者が負担する。残りの 5 割を公費で負担することになっている。この 5 割の公費の部分についてさらに国が 6 分の 4、道が 6 分の 1、市町村が 6 分の 1 ということで総体でみると、市町村は総額の 12 分の 1 の医療給付費を負担することになる。算定の基礎になった数値は、今回、北海道後期高齢者広域連合で算定している。基礎にしたのは平成 18 年度の老人医療給付費国庫負担金にかかる事業実績報告の老人医療給付費、各市町村が報告した数値を総体で合計している。それに国から示された平成 18 年度の老人医療給付費に対する平成 20 年度の後期高齢者給付費の伸び率を 4.8% として計算している。そのルールに基づいて計算されて出た数字を、それぞれ構成している 180 市町村でその人口から割りかえして求めた数字となっている。

橘 課 長

⑩⑪ P97、保護費の中の医療扶助としては 8 億 9,652 万 7,000 円を計上している。内訳は、平成 19 年度に委員が言ったように入院等の医療費がふえたということから、1 月 29 日の第 1 回臨時会の補正予算で 1 億 4,397 万 4,000 円の議決をしていただいた。平成 20 年度は医療費の伸び率を平成 19 年度の決算見込みと対比して 9% アップした。入院医療費については 6 億 5,758 万 5,000 円を見込んでいる。入院外では外来であるが、約 5% 伸びていて 2 億 3,296 万 8,000 円を見込んでいる。伸びた理由は平成 19 年度の補正予算のときにも説明したが、

がんとか循環器疾患、糖尿病、脳疾患、精神科といった医療費が増加傾向にあることでのアップである。今後も入院を含めて患者がふえるであろうということを見込んで、入院並びに入院外の医療費を計上した。残る医療扶助の中には福祉事務所払いというのがあり、俗にいう通院措置に含まれており、これについては平成 19 年度予算で計上していた片倉被告の通院移送費も入っていたが、これは削っている。現在保護者が通院している公共交通機関またはタクシーを現に利用しているが、こういった実績を見込んで約 1,011 件ほどある。これに対する予算 597 万 4,000 円が福祉事務所払いの通院移送費となる。ワーカーの研修については改善策を作成し、まだ総論の段階だがワーカーの資質向上ということで、平成 20 年度の研修計画を検討している段階である。近隣各市のワーカーとの交流も行って情報交換をしている。民生委員との連携であるが、先ほど高田副主幹から説明があったが、今、115 名の民生委員がいる。民生委員法第 14 条で民生委員の職務が記載されているが、民生委員とワーカーとは以前から連携が取られており、確かに相談件数では同行相談では少ないが、常日ごろからケースに対する訪問を行ったり、状況を把握したり、ワーカーとは常に連携を取っている状況である。

委員長
渡 辺

アイガモの関係については調べているのであとで回答願う。再質疑はあるか。P85、報道に出た仮名の方について、先ほどの答弁でわかったが、その中で言っていたことは滝川市が何かと批判されることで、強く言った方には支給し、自分には支給されないのは不平等ではないかと言われた。しっかりとした説明が不足しているのではないかと思う。私が見ていてもその方が生活保護なのか、どれほどの重度身障者なのか、1 級なのか 2 級なのか下肢だということはわかるがタクシー代が出ないということの説明が不足していると思うので再度伺いたい。

委員長
渡 辺

今の質疑であるが、いつのだれに対しての質問か特定しないとわかりづらくて答弁できないのではないかな。

① P85、3 月 6 日の午後 11 時頃、テレビ朝日の特集で古舘一郎の「報道ステーション」があったが、仮名で佐藤という女性が札幌に足が悪くて通っていて、生活保護はどうか、下肢の状態が 1 級なのか 2 級なのかわからないが、結局私も札幌に通っていると言って滝川駅の階段を上って行くところが映っていた。市内のタクシーが認められていないのに片倉容疑者と比べ不公平だという趣旨のことを言っていた。全国でこれだけのことを言われるのだから担当は十分把握していると思うので、その方が誤解されているかもしれないので、よく説明されたほうがいいのではないかな。どう対応しているのか再度伺いたい。

② P87、老人クラブの運営費だが、算定基準や補助単価等の説明はわかったが会員が減っているとはいえ半減するような人数の減り方ではない、900 名は超えているわけだから最初の頃の 1,000 名を超えたときの算定基礎から 100 名減ったからといって半減といったことはないのではないかな。老人の方々も自分たちでという考えがあるのではないかな。もう一度説明を願いたい。

③ P89、在宅ケア推進事業に要する経費の福祉除雪委託料について、2 キロメートル以内が改正され 300 メートル以内に親族がいればというのはわかったが、4 つの区分の内容について詳しく聞かせてもらいたい。

④ P97、生活保護の関係で、平成 19 年度の片倉容疑者への移送費は 1 億 1,340 万円であり、平成 20 年度は 597 万円で桁違いである。なぜ昨年そんなに見積もったのか、逆に今年はなぜこれだけなのか伺いたい。

委 員 長	① P85、報道を受けた後の対応について聞きたいということでよいか。(はい) 答弁を願う。
工藤副主幹	① P85、障がい者福祉の立場で、重度障害者タクシー料金の助成の分だが、生活保護者に限らず市内で障害者手帳を取得している方のうち、下肢障がいだとか肢体不自由、視覚障がい等の方に限り、タクシー料金の基本料金一月チケットとして2枚分、年間24枚分のタクシー代の基本料金を助成するという障がい者福祉の制度である。先ほど委員が言っていた重度タクシーといった部分とは、こちらで予算計上している重度タクシーとはニュアンスが違う。
委 員 長	アイガモ関連の答弁が準備できたので願います。
工藤副主幹	P87、先ほどの滝川新生園の運営に要する経費について答える。平成19年度当初予算で、アイガモの部分では、肥育で5,000万円、堆肥で450万円になっている。
国嶋副主幹	② P87、老人クラブの運営費補助金だが、平成18、19年度の予算でも説明しているが、平成17年度300万円から半減ではなく、この中に含まれていた中央老人福祉センターの職員分の人件費を管理代行負担金の方に移しており減になっている。ちなみに現在老人ホームについては1,670名の会員、ただし5年前の平成15年度においては2,500名を超えており、会員については大幅な減になっている。
	③ P89、福祉除雪の件であるが、今検討している段階別としては、介護保険料の保険料段階第1から第6段階までのうち、第1と第2段階で1セットとして月額1,250円、冬期間4カ月を想定して年額5,000円。第3段階は月額1,750円。第4、第5段階については1セットで月額2,500円の設定。第6段階の所得が一番多い方については月額5,000円、年額で2万円を想定している。2万円という額は委託料の総額で、第6段階で所得税の課税収入の多い方については、申しわけないが委託料総額分を負担いただくとするものである。
工藤副主幹	⑤ 先ほど申し上げたアイガモの関係であるが、5,000万円と、堆肥の450万円と報告したが、これは歳入ベースということであり、実は歳出でアイガモ飼育材料2,600万円支出予算計上をしている。そのほか検査料、暖房料等細かく計算しているが、福祉課では詳細について把握していない。
高田副主幹	④ P97、平成20年度の通院移送費の積算根拠の関係であるが、通院移送費を利用されている方は、市内、市外を含めて68名いる。そのうち市外の公共交通機関を使っている方が10名、市外のタクシーが2名、市内でタクシーを使っている方が17名で市内のバス等が39名となっており、このような方々が平成20年度に通院移送費を積算した場合にどれくらいの金額になるかということで積算をしたところ、約400万円程度になっており、福祉事務所払いとトータルで597万円の予算になっている。
橘 課 長	① 補足するが、テレビ朝日の報道ステーションは見えていないが、障がい者の立場での意識で話したが、生活保護のほうで話すると、高田副主幹から説明した60数名の方が移送費を使っている。そこでどういったことで出すかというと、あくまでも本人からの申請があって、私はここの病院に行きたいといったことで、当然主治医の通院要否意見書を求め、そこでOKであれば初めて移送費が支給されることになっている。もう一件、片倉被告の移送費の関係で、平成19年度予算のときには医療費積算については、平成18年度の実行見込みを根拠に通院費及び移送費の伸びを踏まえて計上した額である。平成20年度については、あくまで今現在の実態の移送費というものを踏まえて積算した数字で

	ある。
渡 辺	テレビ朝日の件で、主治医の通院証明を持ってきなさい、申請書を出しなさいといったことがなかったのではないかとあのテレビを見ていて思う。手続きをしなさい、申請をしなさいというような説明が市民にされるべきで、何も説明がないということを言っていたので、市民にきちんとした説明をしているのかもう一度伺う。最後の移送費については課長段階なり部長段階の説明でわかったが、1億1,340万円と今年の597万円の桁が違うことの説明が不足だと思うので留保して市長の答弁を求める。
居林部長	テレビ朝日の報道ステーションは私も拝見した。仮名であるということと、本人と特定できないようにぼかしが入っていて、市内の方が特定できない。ただ、通院移送費の申請の場合は課長も言ったとおり当然その方の状況に応じて、申し入れがあつて主治医の通院要否意見書をもらってくるように話をして条件を整えば当然通院移送費を支給することになっている。あのような発言がどういった意図でされたのかわからないが、私どもの対応としてはそういったことで対応しているので理解願いたい。
委 員 長	2点目の質疑の留保ということであるが、渡辺委員が質疑されている内容に関しては、答弁が十分にされていると理解されるもので、どういう部分を留保されるのか説明いただきたい。
渡 辺	係の段階での説明で数字は十分わかるが、幾ら説明されても最高責任者がこの金額の格差をどのように認識しているか、597万円の認定をするときの責任をどう感じているかといったことをお聞きしたい。
委 員 長	移送費が597万円に減ったことが非常に不満だと、それに対してどのように感じているかということでもいいか。
渡 辺	不満ではないがそうだったということについては理解ができない。だれが見てもこれはその人のために平成19年度に出したと言っているが、597万円に対してトップとして市長としてどういう認識をしていたか極めて大事なことだと思うので市長の口から説明を求めたいので留保したい。
委 員 長	留保することをいけないと言っているわけではない。この場合は平成20年度の予算委員会なので渡辺委員が言っているのは平成19年度の決算に当たる質疑ではないのか。要するに今の話を聞いていると今回の予算にかかわって予算の金額や内容についても不備であるというものに対して質疑を留保するというのは理解できるが、何を答えたらいいのか難しいのではないのか。それから留保する前にこの場には保健福祉部長も副市長もおり、十分質疑した上で留保されるのならわかるが。その辺についてはどうか。
渡 辺	先ほどから申し上げているとおり、市役所は階級の社会である。係までときょう出席している副市長までについての説明についてはこの段階まではわかる。これほどの落差があるということについては、昨年度の何をどう認識してことしの597万円というのがどういう意義があるのかトップとして説明責任があると思う。
委 員 長	休憩する。
	休 憩 10 : 57
	再 開 11 : 00
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。答弁を求める。
副 市 長	計数はまことに明瞭である。起こしたことの事件を含めて、詐欺事件に関してのことは全員協議会なり一般質問なり協議の場とするべきであって、この予算

渡 辺
委 員 長
大 谷

の編成の金額については委員長が言ってくれたとおり明瞭である。その点で落
差問題と責任問題を含めての問題とは別な論議であるのではないかと思う。

了解した。

留保はしないと確認してよいか（よし）他に質疑はあるか。

① P85、渡辺委員からも出ていた重度障害者タクシー料金の補助であるが、障
がいの1級、2級、障がい下肢、上肢、内部疾患等3,506名であるが、平成19
年度は554名で金額的に予算はほとんど同じで154万1,000円である。今年度
は154万2,000円である。この数が非常に多くなっていることと、近ごろテレ
ビや新聞で耳、目のうその申告をして障がいの助成を受けている報道があるが、
滝川市においてはそういう心配はないのか、報道後取り消された人はいないの
か伺う。

② P87、老人クラブの運営が非常に苦しくなっている。助成金が少なくなっ
ていることとあわせて会場費に年間二、三万円以上支払っている。それに加えて
高齢者が亡くなり、また若い人が来ないことでどんどん会員が減っていく。
2,500人以上いたものが、今は1,670人と言われ、そうするとクラブの会費も
入らないし、見直し等もされたが運営が非常に厳しくて、地域で老人に生き生
きとした社会生活をとっているが、市としての政策との整合性はどうなのか
非常に疑問に思っている。不満の声が単位クラブ内で聞かれ、町の老人クラブ
でも遺憾に思っていて、市としてその辺をどう考えているのか、先ほど助成金
の上積みは出さないが事業に対する補助や手伝いに対して検討すると聞いた。
そうであれば何か事業をする際に幾ばくかの助成があるといった交渉の余地が
あるのか伺う。

③ P89、福祉除雪委託料について伺う。平成20年度から介護の段階によって
金額が設定され、今までよりも利用できる範囲が広がったということでは大
変喜ばれるかと思うが、6段階の月5,000円で年間2万円となればこれが福祉
と名のつく除雪なのか、委託料と同額と先ほど伺ったが、そうであればもう少
し多く金額を出せる人はほとんど利用しないのではないのか。なぜかという道
路確保の範囲で屋根等家周りについては、サービスで年1回くらいしてもら
うと一般質問でも伺っているが、せめて福祉という名前がつくのであればもう少
し段階の金額において検討する余地があるのではないかと思う。平成19年度よ
りも平成20年度のほうがより節約しているわけで、福祉除雪にとっての向上と
いうことが考えられない予算になっていると思う。これについて伺う。

④ P89、敬老特別乗車証に要する経費について、厚生常任委員会の中でいろ
ろ論議されて提案を受けたのも聞いているが、その中で前に私が言っていたバ
スに乗れない人がタクシーを利用してということも検討したということだが今
の検討の中では回数券でバス利用ということが中心的な考え方であると受けと
めた。そういったサービスがある中で乗れない重度障がい者と同じ状況にある
人もたくさんいる。そういうことから公平なサービスという点で重く考えてい
かなければならないと思うので伺う。

工藤副主幹

① P85、重度タクシーに関することであるが、先ほど3,506人と報告したかと思
うが1名につき年間24枚のタクシーチケットを交付するということで話し
たが、3,506枚の誤りである。対象者については平成18年度決算で540名、平
成19年度見込みで590名を予算計上している。

委 員 長

申告の件について答弁願う。

工藤副主幹

① 申告についての対象者は、毎年新規を除き福祉のほうで情報を持っている。

申請に来たときにスムーズに窓口対応できるように書類は用意している。当然申請に当たっては手帳で確認している。乗車に際して本人が利用したかということについては手帳を所持してその段階でチケットと同時にドライバーに提示することになっているので不正はないと理解している。手帳交付時の対応としては、最終的には道のほうで決定するが、市としては手帳交付には新規の方や等級の変更という方もいる。当然医師の診断書が一番重要になってくるので、診断書に不備がなければ道に書類を回す。

居林部長

① 大谷委員の質問はこの付近で新聞報道されている聴覚障がいの方も含まれているのではないかと思います。滝川在住の方も少数ではあるがいます。厚生常任委員会にも報告したいと思っていたが、あくまでも医師の診断に基づいて道なりがかかわってされていることなので、皆さんへの報告内容について道とも調整した中で厚生常任委員会に報告させていただきたい。全く滝川市でゼロではなく少数ではあるがいた。

山崎課長

② P87、老人クラブの運営についてはいろいろ厳しいと相談も受けているが、そういった中で先ほど話したように改革委員会を老人クラブで立ち上げて既に5回程度開催したと聞いている。その結果、市老連の意向あるいは単位クラブの意向を踏まえて、どういったことがいいのか考えていかなければならないと思っている。ちなみに老人クラブの構成員の減少というのは滝川に限ったことではなく、いろいろなクラブがあるが趣味も多種多様になってきていて集まってもらえない状況にある。そこで老人クラブの名前を変えたらどうかとか、他市の事例も提供している。市としては直接補助の増加は考えていない。しかし老人クラブの構成員の中でこういった取り組みをしたいということがあれば、材料なりの初期投資の部分や活動の部分について申請のサポートや事業を通じて支援する用意があると伝えてある。そういった中で事務局とも相談しながら何かいい方策はないかとさらに検討していきたいと思う。

③ P89、福祉除雪であるが6段階目の2万円という話があったが、これについては余り利用者はいないだろうと想定している。ただ高齢になると車は使わなくても、通路を確保するのにどこに頼んだらいいかわからないとかのニーズが若干でもあるのではないかと。そうであれば6段階目を対象外とするのではなく、対象内として連絡相談があれば除雪できる状態にしてあげたい。ただし、所得があるという中では実費相当の支払いをお願いしたいということである。

④ P89、敬老パスであるが、従前から大谷委員から路線云々以前に市全体でのとらえ方ということで意見をいただいている。敬老パス、高齢者全体あるいは交通というもの、さまざまな視点の持ち方でいろんな考え方があつた。何回か厚生常任委員会に提案させていただいているが、どちらかの視点が間違っているというのではなく、それぞれの視点がそれぞれ正しいという中で非常に調整に悩んでいる。全体の視点の中ではすぐ結論は出るとは思っていないが、市の企画セクションの中でも交通そのもののあり方で、敬老パス事業も一部連携を図りながら実際に会議に入って検討を進めようと内部で話している。こういった中で交通といったもの、あるいは市内の弱者対策も含めてさまざまな視点から検討していい結果が出ればと思っている。今の段階でそういう意見は尊重しているが、即対応できるということが準備されてないことは認めざるを得ない。今後勉強させていただくということで理解をいただきたい。

大 谷

老人クラブの件で初期投資という言葉が出たがどういうことか。福祉除雪について昨年より150万円程下回る予算を立てるということはいかがなものか。も

山崎課長

う少し介護段階の4段階の金額について検討する余地はないのか。老人クラブの助成の中で会場費がどのクラブも厳しい、その対応として回数を減らすというところが多くなっている。会費が入ってこない、助成が少ないという中では改革委員会の中身は全部承知しているが、具体的に改革する余地がない状況である。改革委員会に対しては明るい見直し案はない。市の政策として老人を生き生きとした地域づくり、という考え方に立つならばどうなのか伺う。

政策としてという言葉を受けて答弁も難しく感じているところだが、生き生きとした地域づくりといった部分では、決して老人クラブを分離してとかいうのではなく、地域の支え合いで地域の中で何ができるのかということも含めて地域と話し合いを進めようとしている。高齢者対策というものは地域とのかかわりを持つ中で、地域で顔の知っている人の支え合いがあつてこそその地域であり、単身高齢者世帯が非常にふえている滝川市においてもそうだが、全国的にもその辺が危惧されている。平成27年度には今386万世帯が566万世帯になるという中で、単身世帯はどうしたらいいのかというと、施設のほうにという路線から在宅で住みたいだけそこで生活できるようにという方向性が出ている。介護に限らず予防施策に力を入れているし、これが実効性を持つためには先ほど言った地域の中での見守り、ただ、市として単に地域のことですよ、だから地域に任せ市は知りませんといったことではなく、支え合いのあり方について会議をし、具体的にコーディネートをどうするかといったことも含めて広い意味で市では取り組み始めているし力も入れていきたい。政策という大きな意味では老人クラブに限らず地域というものにポイントを置いて取り組んでいきたい。老人クラブの会場費の件も聞いているが、実際に話を聞くと町内会の福祉会館を使わせていただき、町内会からご助力をいただくこともあるように聞いている。地域によってさまざまである。公民館を使わなければならないところは、どうしてもお金がかかってしまうということで非常に大変である。指定管理をしている関係で単純に市がその分をとということにならないので、たくさんお金をもうけるということは難しいが、収益に結びつくことを手がけたいというのであれば相談に乗りたい。福祉除雪の金額の減については大きくは、想定世帯数を低く減じたことによる予算の減額が主である。去年は440世帯で見たが平成20年度では400世帯で見ている。ことしの実績を見ても400より若干少ないと思っているが、範囲を広げるとかで若干の余裕を見ている。昨年来見ていて予定より実際伸びなかった中で、世帯数を減らしたことが予算減の主な要因であるので理解いただきたい。

大 谷

高齢者は年金をもらって裕福に暮らしているという考えが広くあるのかと思う。しかし、6万円何がしの国民年金で自分たちの受益者負担だから出すのが当然と思われるが、50円か100円の会費を上げるだけでも論議しながらやっているのが、現状の老人クラブの実態である。そういうことを十分考えていただき、そうして老人クラブで集うことが健康にもつながるということ等もあわせて、答弁は不要であるが今後十分に生かしてほしい。

委員長
井 上

他に質疑はあるか。

① P87、老人クラブの件で、大谷委員が言っていたことは大変大事なことだと思う。何でもければいいというものではない。健康な老人で生涯を送りたいということで皆さんは老人クラブに入りたがっている。老人クラブの人はここに行くことを楽しみにしている人がたくさんいる。先ほどの答弁では2,500人いたのが1,670人で、趣味も多様化していろいろなところに行くから老人

クラブに行かなくてもいいといった答弁もあったが、私は大いに考えるべきだと思う。何か話があったら手を貸してあげますといった冷たいことではなく、どんどん手を貸してやればいいと思う。市長の基本方針そのものでもある。もう少し副市長、これはちまちまやらないで抜本的にやったらいい。老人クラブが高齢化して非常に運営が固まっている。今まで通りのことをやっているから入らない。この金額から言ったら多少上げてもいい。健康なお年寄りがふえることのほうが滝川の医療費が少なくなる、そういった発想に転換しなければいけない。60歳以上の対象者が何人いて入会率がどうなっているのか。他市と比べたらほかもそうだが、滝川市はこういったことをやっているから老人クラブはふえているんだという売りにもなる。道、国の補助率が下がっているように言ったが、滝川市としてどうなのか、どういう補助率になっているのか先ほど答弁があったようだがもう少し詳しく伺う。それと内部検討委員会というのはもっとアイデアをそこに出してやったらいいのではないかと。私は滝川市再生のポイントは職員がどれだけ入っていくかである。そして一緒になって考えなければならない。そんなお客さんみたいなことを言っていたらだめだと思う。

委員長

休憩する。

休 憩 11:29

再 開 11:30

委員長
井 上

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁を求める。

② P87、新生園だが、アイガモをやっているほか道路の沿道に花を植えて、マリーゴールドやペチュニア等の苗をつくって安く売っている。これは市の事業団でもそうだが縦割りになっている。横割りでやっていたらよくなる面がある。例えば私が去年から提案しているグランド・カバー・プランツというハーブの植生をやるときに、苗を種から育てなければならないのが、新生園ではそれを行っている。それを全市的にやろうとしたら新生園あたりはそれを取り上げればよい。これを行っているのは砂川の苗屋さんであるが、収益も上がるのだから、どんどん取り入れて滝川全体が花いっぱい運動にもなるし大変な事業になってくる。横の連携を取っていけば滝川の町が栄えると思うがいかがか。

副市長

② P87、井上委員が政策づくりに当たって視点を置くべき考え方を副市長に与えてくれたが、我々も優先の中で政策を推進するに当たって4つの主張を含めて受益と負担という財政の健全化という側面と、高齢者の足の確保、コミュニティをどうするか、見守りをどうするか、総合的な政策が必要であるとの認識は十分持っている。そういう中で今の老人クラブが議論されている中で政策にどう反映させていくかは私どもの課題だと思っている。その視点として井上委員から縦系列ではだめ、横系列できちんということと私ども総務部を含めて認識している点である。きのうも私が話したように総合性というか、組み合わせというか横の連携がないとネットワークだとかそういうことがないと行政はやっていけないという認識は持っている。井上委員の意見をしっかり受けとめていきたいと思っている。

委員長
深村主査

入会率、補助率の関係の説明をお願いします。

① P87、老人クラブの運営費に関する補助金について改めて説明する。運営費補助金については北海道が補助単価を設定し、予算の中で交付することとなっている。負担割合は国、北海道、市町村ということで3分の1ずつの負担になっている。内訳は単位クラブに対する運営費補助金は一月3,000円の1年間掛

ける単位クラブ数、さらに連合会に対する補助金については団体の補助基準という定額の金額に加算する形で会員割ということで1人当たり62円になっている。その他特別事業と合わせて平成20年度においては57万6,000円を計上したところであり、昨年度と対比して6,000円減額になっている分については会員数の減によるものである。入会率の関係だが手元の資料を確認したいので時間がほしい。

委員長
井上

確認している間、再質疑はあるか。

今の答弁なら国、道、市がそれぞれ3分の1で3,000円だということになるが、この費用は固定して滝川市も砂川市も赤平市も皆同じだということなのか。滝川市独自の施策はできないという意味なのか。

山崎課長

補助基準額、補助率については道内すべて共通である。ただ当然のことだが町によっては滝川市のように基準どおりやっているところもあれば、上乘せしているところもあるかと思う。上乘せしてはいけないということではない。

国嶋副主幹

加入率についてであるが詳細確定ではないが、65歳以上が1万1,000名いるので、65歳以上に限定したら約15%になる。私どもで把握している限りでは60歳から老人クラブに加入できる。それ以前から準会員としても加入が可能なので、詳細な加入率となると前後するが、60歳からとカウントしても十二、三%。65歳以上であれば15%くらいの加入率になる。

委員長
関藤

他に質疑はあるか。

① P91、児童手当に要する経費の部分で児童手当の延べ4万176人のカウントの仕方について伺う。今の児童手当の支給額については、2人目までは5,000円、3人目からは1万円になっていると思うが、この枠を広げることにはできないのか。

② 近隣の浦臼町、新十津川町では新聞報道で児童手当、子育て支援というのがかなり大きくアップしたと出ていたかと思うが、近隣との比較がわかれば教えていただきたい。

佐々木課長

① P91、4万176人の数字であるが、実数で3,000人くらい。出入りがあるので月掛ける人数で計算している。一月に1人いれば1人という数字を児童手当も児童扶養手当もそういうとらえ方をしている。単純に割ったら4万176人割る12カ月で、1年間いるとしたら3,348人という数字になる。制度としては少しずつ変わってきていて、3歳まで特例給付ということで5,000円だったものが1万円に変わった。トータルで3歳未満は1万円、3歳から小学校6年生までは5,000円。第3子については1万円になっている。当然所得制限というか上限枠はある。基本的には子育てということで枠を広げればいいのだが、近隣を含めて国の制度に基づき、これを進めていきたいと考えている。

居林部長

② 他市町との比較ということであったが、児童手当はあくまでも国の制度であり、その部分は変わらないが、それぞれの市町で子育て支援の施策というのが特徴をもってやっていると思っている。浦臼町で乳幼児の医療を6年生まで広げていたり、それぞれの特色ある施策を展開していると思っているが、滝川市としても子育て支援についてことしは妊婦健診について、公費負担の回数をふやすとか、それぞれの市町が考えて支援を行っているということで理解いただきたい。

関藤

理解した。なぜ伺ったかという、子育て支援に関してはせっかくきのう総務費で行ったウエルカムプロジェクトで、滝川市に入ってきていただくのはいいが、逆に子育て支援の枠の内容において新十津川町とか、近隣に家を建てて滝

	川にいる方がアパート住まいから今度家を建てようとしたときに、新十津川町に出て行ってしまうという方もかなりいるかと思う。現実には新十津川町、または砂川市の石山から就労に滝川に来ている人が結構いるかと思う。そういったことも考えると子育て支援ということで補助があれば滝川の町に住んでいただけるのではないかと懸念したので聞いた。今後も子育て支援には力を入れてほしいと思う。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	① P89、福祉除雪の件であるが、2キロメートルから300メートルに短縮をした根拠は何か。 ② P83、民生委員の件であるが、現状の委員の中で男女の比率はどうなっているのか。 ③ 民生委員の推薦の基準というものがあるのかどうか。実際の費用弁償の金額はどうなっているのか伺う。
深村主査	① P83、福祉除雪の改正内容の300メートルにした根拠であるが、これまで2キロメートルで実施してきた。根拠としては歩いて5分程度で、冬期間歩いて行くには300メートルくらいということから設定した距離である。
高田副主幹	② 男女の比率についての質問であるが、調べているので少し時間がほしい。 ③ 民生委員推薦の基準ということであるが、推薦する場合には滝川市の推薦会で推薦し、道に進達して道の中でも推薦し最終的には厚生労働大臣が委嘱するという流れになっている。基準については国からの通知で、年齢は原則として新規の方に関しては65歳未満という記載もあったが、近年高齢化していることもあり75歳未満であれば委員になれる。特例として75歳を過ぎていても認められる場合がある。費用弁償は北海道から補助金が出ていて、1人につき年間5万8,200円を支出している。男女の比率だが、女性が62名で男性が55名、合計117名で主任児童委員12名も含んだ数字である。
副委員長	① 年間5万8,200円の費用弁償だが、ほとんどボランティアに近い金額だろうと思う。当然車代だとか使って動かれているわけで、これではなかなか受けてはいただけないといったネックが生じていないのかお聞きしたい。 ② 福祉除雪だが歩いて5分という根拠は聞いたが、隣に住んでいても対象者にしてあげてもいいのではないかという気がする。例えば息子や娘が近所にいて働いているとしたら、自分の所の除雪をしてさらに親の所まで行き、子供の弁当までつくっていると厳しいものがあると思う。そういう相談も現実受けているが、恐らくこれは距離を省いていくほうが市民には喜ばれると思うし、そのことによって市の負担がふえることは考えづらいと思うが答弁願う。
国嶋副主幹	② 福祉除雪についてであるが、歩いて5分約300メートルとしたのは、想定したのは同じ町内ということ、福祉除雪というのは一部負担金をいただいているが税金を使う事業である。その事業で同じ町内で隣に子供がいてどうして税金を使って除雪をするのかということになりかねない。また民生委員を地域のまとめ役としてお願いしているのは、堀委員から話があったとおりの極端な話、子供が同居されていたとしても子供が障害者であるとか、冬期間出稼ぎに行っていないとか事情を民生委員が把握しているということをお願いしている。一律に310メートルがだめで300メートルがよいといった扱いにはなっていないので理解願いたい。
高田副主幹	① 民生委員の質問だが、昨年3年に一度の改選があり、117名のうち約40名近い方が交替した。そのときに年齢が75歳でやめられた方も多かったが、新規

委員長
清水

の方をお願いするときに民生委員の仕事について大変な仕事だといった認識を持った方が大変多くて、私のようなものと言われ辞退される方がたくさんいた。確かに民生委員法第10条により、給与は支給しないものとなっていることから、報酬は出せずわずかな費用弁償の中で活動をしていただいているのが実情である。社会福祉に熱意を持っている方に民生委員になっていただき、地域福祉の問題も数多くあるので、協力を願い積極的に携わっていただけるような形で、これからも民生委員と行政が連携を図って進めていきたい。

他に質疑はあるか。

- ① P91、乳幼児就学前の医療費の関係で、制度が変わるのではないかと考えている。現在は就学前を対象にし、ただし3歳以上に対しては所得制限ありとなっているがこれが変わるのかどうか。その場合の財源変化について伺う。
- ② P93、保育所の関係だが、資料によると超過負担が平成15年に9,600万円であったものが3,100万円まで落ちた状況の中、江部乙保育所が指定管理される。議案29号との関係を含めて入所率は平成16年をピークに減っている。予算資料でも4月1日見込みで397人、平成16年から見ると80人減っている。こういう傾向がその年齢の人口が減っているのと比例しているのかどうか伺う。
- ③ 人員配置だが江部乙保育所から引き上げる市職員、嘱託職員も含めて何人いるのか。
- ④ 財政面で素人的に試算すると保育所費が保育所運営に要する経費で、平成20年度は4億8,116万円でこれから指定管理の運営管理代行負担金の3保育所を引くと、3保育所で2億1,100万円。残りの2保育所と1部園で2億6,978万円である。指定管理のほうが幼児数も多いのに経費は少なく、指定管理になるとその運営経費で歳出が減るのはこの計算どおりだと思うが、運営管理代行負担金以外に歳入が生じるから指定管理でもやれるのか。財政的な面で指定管理で行った場合、江部乙保育所がどうなるのかについて伺う。
- ⑤ P95、放課後児童クラブ、その他諸費ということで1,732万円。放課後児童クラブについては賃金がほとんどだと思うが、時給が幾らなのか。雇用形態だが社会保険や雇用保険や労災等どうなっているのか。何人登録し働かれるのか。勤務形態も複雑だと思うがシフトについてどうなっているのか。
- ⑥ こどもセンターは家庭が非常に複雑な場合が多いということだと思うが、大変重要な仕事をされている。福祉課、福祉課以外を含めて、庁舎全体のバックアップが必要な部署なのではないかと思う。そういった点で場所が今のこどもセンターの中がよいのか、私は市庁舎に移動したほうが逆によいのではないかと思うが考えを伺う。
- ⑦ 総合相談窓口だが、非常にいいと思って提案もしてきたが、結果についてどう評価しているのか伺う。
- ⑧ P97、生活保護の新年度の通院移送費について、厚労省の更新が4月1日からと言っているのではどうか。またどのように把握しているのか。全国の幹部会議を開いているがどういう内容なのか。移送費の厚労省の会議資料をできれば明日以降で結構なので提供をお願いしたい。これがもし変更された場合の影響人数と金額という点では、先ほどの渡辺委員の質疑で一定の数字が出されたが、市外の医療機関に通院されている方の1年間の実数、それに対して移送費を受給している人が何人か。68人の内訳をもう一度お願いしたい。
- ⑨ 生活保護の内訳が非常にわかりづらい。なぜかという要扶助の1,390件、これは事務概要を見てもその数字はどうやっても出てこない。生活扶助で平成

18年度との比較でいうと468人から536人で15%以上ふえていて、介護扶助も66人から82人で3割ぐらいふえている。医療扶助の1,390件でいうと平成18年度でいろいろなことがあったので、平成16年度や平成17年度の片倉問題のないときとの件数や金額の比較をお願いしたい。

⑩ 最後に予算説明に対する姿勢について伺いたい。1年前ここで説明を受けたときは医療扶助が確かにふえていた。ところがふえている内容についてきちんとした説明がなかったのがこういうことになった。当時、総務部長もほとんどわからないし市民生活部長もわからない。副市長と保健福祉部長と監査委員の3名の方がわかっていた。他の人間は皆わからないで審議していたことになる。今回の予算の説明もどういう姿勢で説明するのだと、オープンにして審議してくれという姿勢でやってもらわなくては困る。その点に関連して、昨年の姿勢はどういう姿勢で説明したのか伺いたい。

梅津主査

① P91、乳幼児医療に関して答える。乳幼児医療に関して滝川市は北海道医療給付事業と同一基準で行っており、平成20年10月より現行制度で小学校就学前までの子供になっているが、この部分を拡大して中学校就学前までの年度末までの方が対象となる予定で、入院扶助のみ10月からの実施と聞いている。当初予算で計上できなかったのは、北海道の議決もなく2月ぐらいまで乳幼児のことにに関して、道のほうからアンケートがあって、まだはっきりと示されている部分が少なかったのが、この部分に関しては補正対応にさせていただきたい。対象者の人数は約2,300人。負担については市の負担が約1,100万円になる予定で、道議会ではまだ議決されていないので決まり次第対応したい。

佐々木課長

② P93、保育所の入所率について答える。平成十五、六年度ころには確かにトータルで延べ6,000人と多かった。その後子供たちも若干減って今は三百二、三十人の年間出生率で推移している。地域的には江部乙と東栄保育所が減ってきておりその他はむしろふえている。入所率では、保育計画でみていたが市内全部の幼稚園も含め、その年の子供、例えば3～5歳で1,000人くらいいるが、入所率については26%～29%で推移して減っていない。子供の数は減っているが率は変わらない。

③ 江部乙保育所の指定管理関連で、人員については3名の正職員がいるが、3名は市に戻る。

④ 財政的にどうかという質問では、財政的には先ほど清水委員からもあったが、江部乙に関しては指定管理代行費用3,200万円である。今年と比較した場合は1,000万円ぐらい違いが出てくる。それは人件費で市の保育士が高年齢層に達していることも関係している。

⑤ P95、放課後児童クラブであるが、ことは学童クラブということで、親の会と共同でやっている事業であるが、少しでも国のガイドラインに近づけようと話し合いを行ってきて、東地区が4カ所から5カ所にふえたので、人件費が上がる。運営については通年制で、夏休みや冬休み、1年を通じて児童厚生員が子供たちの生活の場として指導している。費用的には嘱託職員11名が月曜日から金曜日まで週5日専門につき、それ以外を臨時職員がつくが、花月保育所は40人もの児童が来るので、多いときは2人から3人で分担しながらローテーションを組んで行う。嘱託職員の報酬については10万円、代替えについては臨時的任用職員の賃金時給675円である。8時から18時の中でシフトを組んでいる。

⑥ 家庭児童相談室の相談ケースに対する連携と場所の質問であるが、養父母

会議は市内の保健所、警察署が集まり職員が連携を取り行っている。ケース会議は2人でも行い教育委員会、保健センターと連携を取って逐次行っている。場所は市役所のほうが便利ではないかという質問について、保育所や児童館なり一元化した施設のこどもセンターを家庭児童相談所と位置づけて行っていることと、市役所にはいろいろな人が出入りするので個人的な事情もあることから、今のこどもセンターの方が使いやすいとの目的でつくった。

居林部長

⑦ 総合相談窓口については、平成18年度において当時4月から障害者自立支援法の改正や介護保険法の改正があり、来庁されての照会が多いただろうと思い総合相談窓口を今の子育て応援課の前に設置した。身体障がい者の相談員も含めて6カ月程度、身体障害者福祉センターからこちらに移って利用できるかと思っていたが、結果としてそれぞれの窓口自体が1階で介護保険についても福祉課あるいは子育て応援課についても近くて利用相談が思ったより少なかった。建築住宅課はどこだとか案内が非常に多かったという結果が出ている。例えば足が不自由で建築住宅の照会があってく場合は建築住宅課の職員に1階まで来てもらって紹介をしたこともあった。利用率の面から継続することは費用対効果の点でどうなのか判断し今に至っている。

高田副主幹

⑧⑨ P97、市外通院されている方は12名で、そのうちタクシーが2名、バス、JRが10名になっている。通院移送費は市内、市外合計で68名。市外12名を差し引くと56名が市内となる。そのうちタクシーが17名、残り39名がバスである。平成20年度の見込みは、1,390件であり、入院、入院外、福祉事務所払いの年間の延べ件数を12カ月で割った数字が月平均である。平成16年度が1,391件、平成17年度が1,279件、平成18年度が1,247件である。生活扶助の人数468人は事務概要の数字で、平成20年度の計上が536人で、平成18年度と比べふえているのは、今回積算した平成19年度の決算見込み対平成18年度の決算の伸び率をそのまま平成20年度で使ったためである。その伸び率でいうと生活扶助については7%で、介護保険についても同様の積算で11%の伸びを見ている。

居林部長

⑩ 私の説明の姿勢といった質問があったが、予算審査特別委員会での説明については、財政課からは新規事業とか、事業費の変更の大きな話がある。制度改正についても説明の統一が図られていると思うが、昨年の段階で生活保護費自体は、戸数が非常に大きいということもあり、医療制度で透析について話した記憶がある。ことしについては同様に新規事業とか事業内容の変更について申し上げたところである。新規事業等変更のあるものについては通常の厚生常任委員会、または、本会議直近の厚生常任委員会で話したつもりであるが、一部今回の生活保護費についてはもっと詳しい説明をする必要があったと反省している。今後、この説明については財政当局と話し合い、事前に厚生常任委員会に新規事業等をきちんとするように努めてまいりたい。

橘 課 長

今回の滝川市の詐欺事件、東京福岡の飛行機、新幹線に乗った通院移送費の多額の支給ということもあり、国のほうでは、医療扶助の運営実施にかかる補助の変更があった。この要領については、査察指導員の会議があり、そのときに明らかになると思うが、私どもが持っているのは、道からいただいた資料である。実態としては、新たにどう変わったのかは、原則は国民健康保険の例により災害現場等から緊急搬送をする場合とか、離島で対応できる最寄りの医療機関に搬送する場合、移動困難な患者であり医師の指示により転院する場合は移送費が支給されるが、原則、あくまでも福祉事務所管内の医療機関という中で

決めている。例外としては、身体障がい者によって電車、バスの利用が著しく困難と認められて最寄りの医療機関まで通院している場合である。検診命令によって検診を受ける場合も例外である。往診等にかかる交通費も例外であり、これに基づいて4月1日から各機関は実施する。フローチャートとしては、保護者から申請し、嘱託協議し、主治医の意見聴取を行う。この内容としては、管外の医療機関の必要性、または、電車、バス等の利用に係る医学的判断を求めたい。必要と認められた場合は、福祉事務所においてケース診断会議を開き、審査を行った上で、タクシー等の利用を認めるということになる。また、診断に異義があった場合は、検診命令をかけるが、検診命令にかけて問題がないと仮定した場合には当然認める。

清 水

今の説明では資料を見ないとわかりづらい。原則から外れる場合、どの程度認められるか。市外通院12名と言われ意外と少なかった。福祉事務所管内という滝川市内ということで、砂川市立病院に通うということについて今の手続きとかなり変わってくる。札幌市はほとんど行けなくなる可能性を秘めていると思う。私は新聞報道では4月1日から決まったとは思っていなかった。今の話では2月17日に要領が発表されたという。今の状態でこの要領が出されたら、がんまたは特殊な病気になって札幌、旭川に行きたいと、善意だった人たちが医療移送費の制限を受けるようにならざるを得ないのか。従来どおりその方たちが今後も必要なだけ受けられると考えていいのか。どのように把握しているか伺う。

橘 課 長

今、原則、管内という話をしたが、19日に査察指導員会議がある。そこで、管内の概念を聞いてこようと思っている。今、札幌等の病院に行っている方がいるが、当然主治医なり嘱託医の意見を聞いた上で結論を出していきたいと考える。今のところ、まずは19日の査察指導員会議で再確認していきたいと考えている。

清 水

解約されるかどうかははっきり言ってわからないという答弁だと思うが、解約があつてはならないと思う。ほかの方は何も悪いことはしていない。それについて把握していないということは、質疑留保せざるを得ないと思うが。副市長はどう考えているか。

副 市 長

私も新聞報道を含め、19日の管内の会議を含めながら、それを把握していきたい。

委 員 長

若干無理な質疑になっているようであるが、客観的な話をしている中でどうかということは一概に言えないところがあるかと思う。できれば注意して質問願いたい。

清 水

事は重大で、4月1日からそれを許すかどうか。いろいろなことがあるが、こんな急な変化はない。滝川市は特別な責任を負っているわけで、19日の管内の査察会議を経ないとどんなことになるのか。3月まで通院していた人ができなくなるということもあり、そのあたりをきちんとこの予算審査特別委員会の中で報告を受け、そしてそれに対する市としての対応を求めて、どう考えるのかを求めたいのでその意味からも質疑を留保したい。

委 員 長

休憩する。

休 憩 12:32

再 開 12:33

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員。

清 水

質疑の角度を変えたい。全国で言えば、歌志内市のような福祉事務所の例もあ

る。歌志内の人は、砂川市立病院に行けるが、滝川市の人は行けなくなる。非常にわかりづらい制度になりかねない。説明会に滝川市としてその新しい要領については、反対を表明するということについての考えを先に保健福祉部長に伺いたい。

居林部長

この件に関しては、本会議の代表質問の中で、市長からも時代にあった制度変更というのはあり得ることだと申し上げたところである。原則が最大の問題点というか、多分私たちばかりではなく、北海道は広いので、特に医療機関が、すべて整備されているわけではない。この原則というのは、どこの市町でも注目されていると思っているので、その辺北海道としてどのような説明をされるのか、それをきちんと見極める必要があると思っている。今の段階で、それに反対するということについては、私どもとしては申し述べる立場でないと思っている。

清 水

今の答弁では、制度変更について市長が言っているという理由で、行ってみないといけないということであった。明らかに滝川市の今回の特殊なこの事件は、職員の皆さんがきちんと対応していれば十分防ぐことができた。このことをきっかけに、全国の方が医療について制限を受けかねないような要領が発表されて、その説明の会議に行って滝川市の立場として、今まで何の問題もないというふうに述べるべきだと考える。検診命令も出さないで、制度に問題があるとは、笑止千万である。検診命令を出して、札幌に通い続けたのならまだわかるが、片倉の妻ひとみについては、滝川のタクシー会社で十分できた。それなのに、ひとみについても滝川で見積もりも取らない。こんなことで制度改正すべきでないとするが、副市長の原因にする間違っただけの制度改正をきっぱりと意見を述べると制度改正をすべきでないというふうに考えるが、副市長の考えを伺いたい。

副市長

説明会があるわけなので説明後、責任、時代、範囲、限度を含めて、検証される中で最小限度という制度があるわけで判然としない部分については、きちんとしていただくことも一部ある。19日の説明会の中で、どういうことが諮られるかということだが、市として反対する立場なのかと思っている。

委員長

休憩する。

休 憩 12:38

再 開 12:41

委員長

再開する。資料について確認をする。

清 水

19日の査察会議で滝川市がどんな発言をしたかということの概要を加えた資料を21日までに要求したい。

委員長

資料要求についてよいか。(よし)所管はよいか。(よい)資料の要求をすることとした。

他に質疑はあるか。(なし)民生費についての質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)以上で民生費及び関連議案第14号、第23号、第24号、第29号、第33号及び第34号の質疑を終結する。

ここで休憩する。再開は午後1時30分とする。

休 憩 12:43

開 会 13:30

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

委員長

衛生費の説明を求める。保健福祉部長。

衛生費

居林部長
狩野部長
委員長
渡 辺

(衛生費について説明する。)

(衛生費について説明する。)

説明が終わった。これより一括質疑に入る。質疑はあるか。

① P107、墓地の運営管理に要する経費について、そろそろ改築の時期かと思うが、中空知衛生施設組合と話し合われているか見解を伺いたい。

② P107、使用済食用油燃料化推進事業に要する経費について、169 万円の燃料費というと相当使用できるのではないかと思う。改修費も含めていると思うが、研究という部分での説明を願いたい。

③ P107、他会計繰出に要する経費の病院事業会計について、昨年度から4億円から5億円にふえているが今後の建てかえ事業について心構えを伺いたい。

④ P109、ごみ最終処分場の運営管理に要する経費の光熱水費 162 万 8,000 円について、生ごみ発電の自賄でロードヒーティングができると最初は聞いていたが光熱水費と生ごみ発電の関連の説明を願う。

中本課長

① P107、滝の川斎苑については、2市2町で運営されている。改築時期については、2市2町による所管課長会議により将来に向けての検討事項で、改築の話は持ち上がっているところである。

④ P109 ごみ最終処分場については滝川市の最終処分場であり、ここに生ごみ等々可燃物は持ち込んでいない。渡辺委員は、リサイクリンで発電しているガスから取る電気の利用を言われているかと思うが、これについてはリサイクリンでほとんど使っていて滝川市がその電気を買うということまで至っていない。

橋本主査

② P107、使用済食用油燃料化推進事業に要する経費について、経費を169万円で計上しているが、通常そのまま使用した場合、今、軽油が原油高騰のあおりで上がっているが、軽油代プラス給食から出てくる油の廃油コストを二百五、六十万ぐらいはかかる計算になる。これを導入することにより、年間80万円か90万円くらい出てくるということで、最初の平成19年度の設備投資等で若干かかっているので、四、五年の間に解消したいと考えている。現在、研究段階であり、平成20年度において通年稼働を行うために努力していきたいと考えている。

委員長

病院事業会計については本来的には第2予算審査特別委員会に諮るのだが、あえて心構えを伺いたい。

西村課長

③ P107、病院事業会計の繰出金について、質問の趣旨は今後これがどのように推移するか、委員のほうでチェックされるということだと思うが、病院の繰出金については、特別交付税と普通交付税それぞれ算入の要素がある。算入単価、普通交付税上では病院債に対する元利償還金は交付税の算入要素であるので、建てかえに伴い元利償還がふえてくると交付税算入の元金もふえるという推移で、毎年積算については注意深く慎重に行いたいと思っている。

委員長
荒 木

答弁が終わった。他に質疑はあるか。

今、他会計繰出金で病院事業会計のところで、繰り出す側の考え方として渡辺委員が質問したが、我々は別な観点から繰り出しているのは交付税、起債の元利償還金に基づく算入で繰り出しているという考え方であるというのはよいと思うが、もう一つ総務省がいう自治体が公立病院を運営するに当たり交付税だけでなく、運営上の繰出基準は別な概念があったと記憶しているが、それは間違いなのか。他に基準があれば考えを聞きたい。

西村課長

荒木委員の質問のとおり総務省で指名している繰出基準は病院事業に限らず、

下水道事業、公営企業に繰り出すものについては繰出基準がある。ただ、一般会計の財政の状況等を判断して、滝川市は今まで繰出基準によらず交付税算入額を計上として繰り出していた。繰出基準で繰り出すとかなり額が膨らみ一般会計のほうを圧迫するということから滝川市は交付税算入の繰り出しと理解願いたい。

委員長
井 上

他に質疑はあるか。

① P107、資源の環(わ)づくり推進に要する経費の内容について伺いたい。環境にやさしいまちづくりに要する経費について、環境面ではことしの洞爺湖サミットが話題になってくると思うが、地球温暖化の関係で炭素ゼロ運動など、環境問題についてどの程度扱っているのか推進の考え方について伺いたい。

② P109、非常に熱心にされているが、平成19年から農政関係の大改革の柱として、農地・水・環境向上対策事業が始まったが、滝川市でも1億3,000万円かけて全市的にこれをやる。その中に環境問題がある。地域の町内会と共に環境をよくしようと花を植え、ごみの清掃を含めて行う。これは農政課で行っている。副市長も先ほど横のつながりを言われたが、大事なことである。農政と環境は全部つながっている。その中の環境向上対策事業がある。クリーンディの期間に、従来農家が霜予防のためタイヤを燃やしていたので備蓄していたが、近年は法律も変わり、むやみに燃やすことは禁止されたためにもてあましている。ことし、環境向上対策協議会では廃タイヤ1,000本一掃大作戦として事業展開する予定である。多額な出費となるため、くらし支援課と連携して費用を安く上げる方策はないか伺ったことがあるか。特に4月の雪解けころには農道の脇にごみ袋などがたくさん出てきて、農家の方々は拾って処理してくれていることから、農地・水・環境推進委員会では農政課と連携している。道路愛護組合、河川愛護組合も草を刈るだけでなくごみ拾いもしている。そこで、ボランティア袋で拾うなど集めたタイヤ等についてくらし支援課と連携を取ることはできないか考え方を伺いたい。

委員長
中本課長

大枠の質疑であるが、どんな考え方で行っているかを発言願いたい。

① 滝川市には環境基本計画が制定されており、これに基づき実施計画を平成18年度から、年度末に推進状況をまとめたものを公表している。基本計画に基づく各目標の推進状況は、一人当たりのごみの排出量は幾らになるか、出されたごみのリサイクル率は幾らか、バイオマス資源率の利用料はどの程度になるか、市民個々の省エネモニターでCO₂の削減に興味を持っていただき削減量を記入していただく。横のつながりとして、農業体験の年間参加者数は幾らになるか、植樹関係で例えば石狩川、ルネッサンスの森の市民植樹祭、環境学習リーダーの養成の講習会、市民大会等を目標に掲げている。平成27年度達成を目指すということで17年度、18年度は公表しているが、19年度もこれに基づいた中で推進している。

② 地域ごみの関係では、税金の投入が75%で、25%を市民の負担分で賄っている。タイヤ等事業に係るものについての予算はここでは見ていない。道路、河川、公園、民地の管理者が存在するので、そこで発生したごみ等についてはその管理者に負担していただくことを原則に進めている。

井 上

① ごみについては、具体的に聞きたいが、クリーンディのメインの日と期間に集めた場合は持参願えるか伺う。

② 資源の関係について、省エネモニターを行っているというがどのようにされているか伺う。

南副主幹

① タイヤについては、事業者はもともと農業に使用するという事で堆積されていて、道路用地等に置かれ不法占用で、置かれた方の責任により処理していただきたい。通常のごみで、空き缶などのポイ捨てについては、一月くらいのクリーンディで一定期間に収集されたものについては、昨年同様に連絡をいただければ市のほうで収集している。大量の場合の問題であるが、軽トラックなどで直接受け入れ施設に運ぶ際については、市のほうに連絡をいただければ手続きを取る。既に東滝川地区についてはやっていないが、他の地区については農地・水・環境向上対策事業については昨年より行っている。

中本課長

② 省エネモニターについては、家庭から、子供から考えていただくということで、家庭の主婦に参加していただける方に手を挙げていただいて、申し込まれると、例えば、40ワットの蛍光灯を1時間余分につけるとどれくらいのCO₂の削減ができるかなど、子供から先に教育したいということから小学生のモニターをお願いして夏休み、冬休みの課題に取り入れている学校もある。

井 上
橋本主査

モニターは何人くらいいるのか。

省エネモニターは、以前、環境家計簿があった。それは、電気、ガス、水道等多岐にわたるものであるので、家計簿をつける方が大変だということから、今年度については、電力量のみとして、ことしは20名程度応募があり、2月と3月の結果が近日中持参される。それをマイナス6%と言われているが、基準の目標として皆さんに取り組んでいただいている。

委 員 長
清 水

他に質疑はあるか。

① P101、事業仕分けで1,000円から1,700円について、18年度の実績で4,800人の方が接種されて、19年度はもっとふえたと思うが、テレビで鳥インフルエンザ、新型インフルエンザといろいろ報道しているが、相当高齢者の接種率が上がっていると思う。単純計算すると5,000人が700円で、331万円の負担増ということであるが、何人くらいの方が1回ないし2回の予防接種をしているのか。トータルの負担分はどれくらいになるのか伺う。またこの財源は何か。

② P103、妊産婦歯科検診が2回から5回の増ということについて、交付税に入っているか、入っていないかの論争があったが、結局結論はどうか、720万円ふえているが交付税需要額の比較を伺いたい。

③ P107、環境衛生費で伺うが、決算、予算審査特別委員会の度に伺っているが、廃屋について市内の実態調査をされていると思うが、その概要等及び対策等について伺いたい。

④ P107、資源リサイクルについて、容器リサイクル法に定められた市町村のリサイクル率は平成20年度ではどのくらいか。最近のリサイクル法の目標値とか義務化の状況はわからないが、容器リサイクル法の項目に従って何%か伺いたい。

⑤ P109、ごみ減量化推進事業に要する経費の資源回収等委託料が減っているが、なぜ減っているのか。消費が減っているのか、どこでふえているのか。集団資源回収が組合でどんな状況にあるのか伺う。

浦川副主幹

① きのう質問のあった事業仕分けの結果について、見直しの金額であるが、1,300円が1,700円であったので訂正願いたい。

金野課長

② インフルエンザの関係であるが、今、説明があったとおり1,300円が上がって1,700円となり、18年度は4,863人、今年度は5,480人である。接種率は19年度対18年度については、48.8%で、65歳以上の全体の半分を割っている状況である。

景由主査	① インフルエンザの交付税算入については、単費で見えていて滝川市に置きなおすと 740 万円程度という計算になる。 ② P103、妊婦検診の交付税算入については、回数については明記されていないが、こちらも単費のほうで妊婦検診を含む幼児健康診査費で滝川市に置きなおすと、850 万円の基準需要額となっている。
中本課長	③ P107 について、何年も前から清水委員から言われているが、私の答弁はいまだ変わっていない。民事不介入の実態調査についても、私はするとは言っていない。ただ、いろいろな意味で消防との防火の関係とか、連携を取りながらどうかという話はしている。
南副主幹	④ P107、資源リサイクルの関係であるが、容器リサイクル法としてリサイクル率という目標は設定されていないが、廃プラ、びん、缶のような品目については設定されている。滝川市においては、白色トレー等の廃プラ関係を含めて、エコバレーで焼却時における発電の燃料ということで資源化を図る目的で設定されているので、容器リサイクル法の厳密な中でいう分別収集には入っていない。ただ、市のリサイクル率からは 18 年度で、20.4%で、市の目標というのは、21.5%程度を目標としている。 ⑤ 集団資源回収の量が平成 16 年度をピークに 300 トン程度減っている。その減ったもののほとんどがダンボールである。買い物に行く際、最近ダンボールでものを持って行く客が非常に減っている。マイバックが多くなっていて、商店でも荷物を搬入した際にダンボールを持ち帰るシステムができていて、家庭にダンボールがいかないことにより、資源ごみとしてダンボールが出てこない。その 300 トンくらいを勘案すると以前ピークで 21.7%ほどであったのが、ダンボールを入れたことにより、リサイクル率が超えることにより住民の努力が続いていると我々は判断している。
清 水	① 結局、妊婦検診については、母子保健事業に要する経費 850 万円に対して 810 万円で内容的に一致するのか、需要額で 5 回というのが間に合っているのか伺う。 ② 予防接種に関しては、1,300 円は高いと思うが、結局医療費にはね返ったら何もならない。そういう検討はどうされたのか伺う。 ③ 倒壊建物については、一貫していない。1 年か 2 年前に課長の横に、廃屋調査の表があった。民事不介入とは市が言うべき言葉でない。税金をもらっているのだから、介入でなく、困っているところにやれる範囲で手を尽くす。民事不介入だとは乱暴な言葉であると思うが、私の言葉が売り言葉に買い言葉になってしまったのかと反省している。台風とか、ホームレスを含めて犯罪の温床とか、火事の元等いろいろな意味で多くの住民の方が直接的に困っている方は少ないと思うが、何かが起きた場合には疑問に思うことは目に見えている。そのときに対応するのは、市であると思うので調査をしていないというのではなく、調査して、どれくらいの実態があり廃屋がふえていると思うが、その原因について、把握していると思うので再度伺いたい。
景由主査	① 妊婦検診については交付税で間に合っているかという質問であるが、交付税で見えているものは妊婦健診だけではないため、自宅に訪問する事業も入っている。給与も入れると 1,500 万円の交付税需要額ということで、若干不足かと思う。
金野課長	② 医療費の抑制にならないのでないかという件であるが、厚生常任委員会でも説明させていただいたが、1,300 円から 1,700 円の 400 円値上げした経緯も

あり、法定のインフルエンザについては、1類、2類の2種類があつて、使用しているのは2類が該当する。ポリオ、麻疹、2種混合については個人負担が不要で、2種混合については努力義務が課せられていない、1類については課せられている。全道的にも負担を求めているが、2類については努力義務が課せられていないので、全道的にも負担を求めている状況である。医師会との協定価格ということで、3,370円に対して、自己負担率39%で1,300円が400円上がり1,700円を計上した。がん検診等も行っているが、その負担率については50%で、インフルエンザについても65歳以上の限定ということもあり、接種率も50%ということから、今回40%で400円増については理解が得られるのではないかと上げさせていただいた。ワクチンについては3,370円のうちワクチン代については1,050円になり、それを引いた中での負担率については、28%程度になり、空知管内では砂川市に次いで高いという現状である。

居林部長

② インフルエンザに関しては、厚生常任委員会でも皆さんの関心をいただき質問をいただいた。インフルエンザに関して限られた財源の中で、予防接種をどうするか医師会とも協議をしてきたところである。接種率を上げることによって一時下がるのではないかという指摘もあつて、これは、65歳以上の方一人ひとりに聞けないので、直接接種されている医師の意見を伺った。一時的に下がることも懸念されるが健康に対する意識は高くなっているということで、影響が全くないとは言えないが、大きな影響は考えづらいという話はいただいている。この管内の5市5町の中で比較したところ、やはりインフルエンザの関心が高いということもあり、それぞれ公費助成をしているが、5つの町については以前から一律1,000円の助成である。自己負担率については65%から70%の負担になっている。市では砂川市が自己負担額1,900円で高い状況になっている。産炭地では現状1,000円という話であるが、上げたいという話も聞いている。理解していただきたい。

中本課長

③ 廃屋の実態調査表の話であるが、ころころ話が変わると言われても私がつくった覚えがない。清水委員と話したのは、行政でかわれるところを協力体制として、例えば、消防署、土木課、総務課、防災危機対策室と協力体制を取れないかということで会合を開いたという報告を申し上げたことは記憶にあるが、実態調査の数値はない。相談に来られる方についてはどこが適切なのか、建築物であると建築住宅課にお願いして指導文書をつくり送っていただき、消防署、建築住宅課、総務課、くらし支援課の連名で状況に応じて指導文書を所有者がいるときには出しているという状況である。

清 水

債権者が倒産して、引き取り手がないとかいろいろなことが絡んで、私も難しい課題であると思っているが、5年も10年も廃屋が続いてふえている。例えば、東町アパートは全部電気が切られている。最近、小学生で、バスケットボールクラブの生徒が資源回収で、2階に上がっていくと人が住んでいたという。中から古新聞等を持ち出してきたが、いろいろなことの温床になるということで、全庁的な対策を進めていただきたい。以前一度されているということであるが、今後について副市長の考えを伺いたい。

副市長

これは本当に難しく悩ましい問題である。あくまで所有権を含めて指揮権が強いということで、この所有権をどうするかということは法律的に非常に難しい問題だと思っている。あくまで権利と義務の中で行っていただきたいというのが基本であるが、防犯上の対策として人が住んでいるということも含めて、子供たちを含めて危険度がないか、教育委員会も含めながら、その辺は防犯上の

委員長

対策を含め、消防等々勉強しながらほかのことでサポートやフォローできる。連携を図りながら協議していきたいと思っている。

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で衛生費の質疑を終結する。以上で本日の日程はすべて終了した。

次回は3月19日月曜日、午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 14:26